	カボタン付き ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき	14円
		20ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき	15円
	ベント止め	×印しつけ止め	１カ所につき	９円
	プリーツしつけ		１カ所につき	９円
	肩パット付け		１組につき	33円
	糸くず取り		１枚につき	26円
スカート	見返し端まつり（千鳥）	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１カ所につき	11円
	スナップ付け	１センチメートル以上型	１組につき	16円
		１センチメートル未満型	１組につき	17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき	10円
		20ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき	11円
	鎖糸ループ付け		１カ所につき	14円
	ベント止め	×印しつけ止め	１カ所につき	９円
	プリーツしつけ		１カ所につき	８円
	ウエスト裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	20センチメートルにつき	32円
	糸くず取り		１枚につき	22円
	３段前かん		１組につき	22円
スラックス	スナップ付け	１センチメートル以上型	１組につき	16円
		１センチメートル未満型	１組につき	18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき	11円
		20ミリメートル以上、４つ穴、糸足つき根巻４回以上	１個につき	13円
	糸くず取り		１枚につき	22円
	３段前かん		１組につき	20円

4　効力発生の日　平成29年５月４日

公　告

諸　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第９０２１号
北九州市戸畑区東大谷１丁目10番25号
申立人　橋本　年一
本籍北九州市戸畑区天神１丁目40番地、最後の住所北九州市戸畑区牧山１丁目10番10号、死亡の場所北九州市戸畑区、死亡年月日平成28年10月30日、出生の場所福岡県戸畑市、出生年月日昭和34年３月３日、職業無職
被相続人　亡　陶山　亮子
事務所北九州市若松区本町１丁目12番８号原田司法書士合同事務所
相続財産管理人　司法書士　原田　美穂
福岡家庭裁判所小倉支部

平成２９年（家）第２４号
埼玉県蓮田市本町３番５号
申立人　木間　和雄
本籍大分県中津市1209番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永143番地、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日平成18年12月１日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和26年６月10日、職業不明
被相続人　亡　東　　信子
大分県中津市中殿町３―23―２　ビルナカドノ１階
相続財産管理人　浅倉　菜津
大分家庭裁判所中津支部

平成２９年（家）第２５号
埼玉県蓮田市本町３番５号
申立人　木間　和雄
本籍大分県中津市1209番地、最後の住所大分県中津市大字上宮永143番地、死亡の場所大分県別府市、死亡年月日平成18年12月１日、出生の場所大分県中津市、出生年月日昭和27年７月８日、職業不明
被相続人　亡　東　　政子
大分県中津市豊田町６－３
相続財産管理人　菅野　直樹
大分家庭裁判所中津支部

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人堀友紀子が辞任したので、新たに相続財産管理人を次のとおり再選任した。

平成２３年（家）第６１号
申立人　職権
本籍島根県隠岐郡隠岐の島町東町字屋の上14番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県隠岐郡隠岐の島町、死亡年月日平成23年７月25日、出生の場所島根県周吉郡西郷町、出生年月日大正13年１月15日、職業無職
被相続人　亡　小室キヨ子
事務所島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地９ＮＴＴ隠岐ビル１階
相続財産管理人　弁護士　吉田　智子
松江家庭裁判所西郷支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２９年（家）第３００９０号
広島市中区八丁堀３番12号砂原ビル601号
申立人　水谷　耕平
本籍広島市中区大手町５丁目８番、最後の住所広島市中区大手町５丁目８番20―502号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成24年10月23日、出生の場所広島県比婆郡山内東村、出生年月日昭和19年12月18日、職業不明
被相続人　亡　瀧本　英子
催告期間満了日　平成29年10月27日
広島家庭裁判所

平成２９年（家）第３００９１号
広島市安佐南区緑井５丁目17番５号グランデュア緑井403号
申立人　弁護士　富本　洋正
本籍広島市西区中広町１丁目948番地、最後の住所広島市西区中広町１丁目15番10号、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成28年７月15日、出生の場所広島市、出生年月日昭和20年１月18日、職業無職
被相続人　亡　大谷登志子
催告期間満了日　平成29年10月20日
広島家庭裁判所